

# 新城市こども園整備指針

本市では、平成24年7月に「新城市立保育園の建替整備、再配置に関する指針」を策定し、それに基づいた再編や駐車場整備などを進めてきました。

しかし、大雨などによる自然災害の頻発化や新型コロナウイルス感染症の影響など社会情勢が変化しており、こども園が安全・安心である場としての機能を維持していくことが大きな課題となっています。また、人口減少や少子高齢化で子どもの数が年々減少し、こども園での集団の育ちの確保が困難となっている地域もあります。

さらに、核家族化の進行や共働き世帯の増加による教育・保育ニーズの多様化や社会生活において個別の配慮が必要と思われる子どもへの療育など、こども園には多様なニーズに対応することが求められていますが、施設の老朽化や保育士の不足などから、今後これらのニーズに対応しきれなくなる恐れがあります。

以上のことを踏まえ、今後とも様々な教育・保育・療育ニーズに対応していけるよう、本市のこども園保育理念である「子ども一人ひとりを大切にし、保護者から信頼され、地域に愛されるこども園」を維持し、限られた財源の中で、防災対策の強化を含め、安全・安心な教育・保育環境を確保するため、「新城市こども園整備指針」を策定します。

## 整備指針

こども園施設に関する整備及び再編は、次に掲げる考え方を基本とします。

### ① 【新城市公共施設個別施設計画に沿った施設整備】

新城市公共施設個別施設計画を基本的な整備方針としつつ、園児数の推移見込み、学校区や地理的条件、利便性、子どもの安全確保等を総合的に勘案し、再編も含めた施設規模で整備します。

### ② 【子どもの集団の育ちを確保】

入所人員が恒常的に設置認可基準定員である20名を下回る場合、かつ、3歳以上児で10名以上の集団が確保できないときは、子どもの最善の利益を考慮し、子どもの集団の育ちを確保できるよう他の施設との再編を前提とした整備を検討します。

### ③ 【運営形態の検討】

社会情勢の変化などを考慮し、再編を検討する際に運営形態も併せて検討します。

### ④ 【施設環境の充実】

多様なニーズに対応できる教育・保育形態の充実と、個別の配慮が必要な子どもが継続して適切な療育を受けられるように施設環境の充実を併せて検討していきます。

### ⑤ 【再編により使用しなくなった施設等の利用】

再編により使用しなくなった施設や敷地は、行政財産としての用途を検討し、他の用途とする場合には地域の意見も踏まえながら検討します。

令和4年3月  
新 城 市